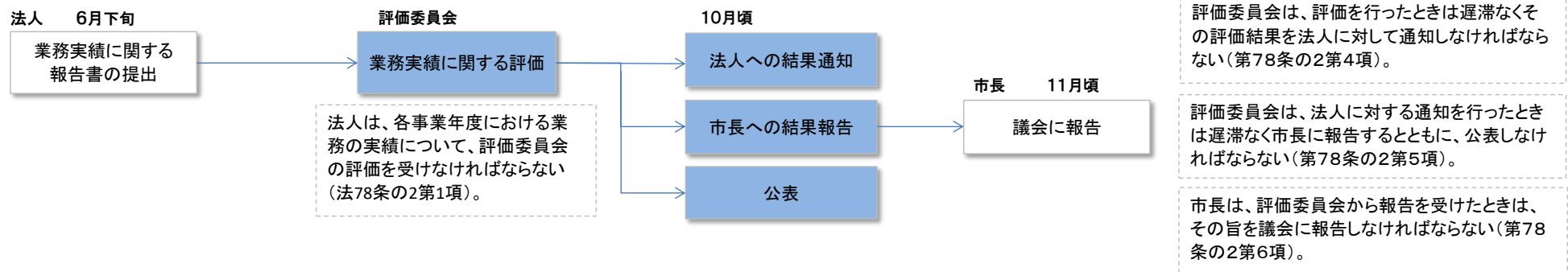


○地方独立行政法人法に基づく前橋工科大学に係る手続

前橋市公立大学法人評価委員会が行う事務(令和2年度)

- ・事業年度における業務の実績の評価(第78条の2)

・事業年度における業務の実績の評価について



○公立大学法人評価委員会について

1 概要

地方独立行政法人法第11条の規定に基づき、市の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会を設置しています。(委員会名:前橋市公立大学法人評価委員会)

評価委員会では、年に複数回会議を開催し、業務実績に関する評価に関すること等について、委員の皆様から意見をいただいています。

設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。(第11条)

2 評価委員会が行う事務 <評価委員会の意見を聴く、又は評価を受ける事項>

※()は地方独立行政法人法の規定

※地方独立行政法人法の改正に伴い、所掌事務に変更が生じる場合があります。

- (1) 設立団体が定める、法人が達成すべき業務に関する目標(中期目標)の策定及び変更への意見(第25条)
- (2) 地方独立行政法人が行う重要な財産の処分の認可への意見(第44条)
- (3) 中期目標を達成するため地方独立行政法人が定める計画(中期計画)の認可への意見(第78条)
- (4) 各事業年度・中期目標期間に係る業務の実績の評価(第78条の2)
- (5) 中期目標期間の終了時の検討に当たっての意見(第79条の2)